

# 広告掲載基準

令和3年3月6日 制定

## 第1条 総則

本基準は、一般社団法人北海道放射線技師会（以下「当法人」という。）が保有又は利用可能な各種媒体に掲載される広告に適応される基準である。

2 広告掲載を委託する広告主は、本基準を遵守しなければならない。

3 当法人は、本基準の各条項を随時変更することができるものとし、広告主は都度、当該時点で有効な本基準を確認の上、最新の内容に従うものとする。

## 第2条 広告掲載の可否判断について

本基準に記載されている事項をすべて満たしている場合でも、当社の個別の判断により、広告の掲載をお断りする場合や、本基準に記載される事項を満たしていない場合であっても、掲載を行う場合がある。いずれの場合も、当該可否判断の理由を回答できない場合がある。広告掲載の可否判断は、当法人広報部が行い、当法人常務理事会にて承認を得ることとする。

2 当法人は、当法人会員に向けた広告を主に取り扱っているため、会員にとって有用性の低いもの、公序良俗に反すると解されるもの等、会員に提供する広告として不適切と判断したものを広告として掲載することはできない。また、当法人会員向け以外の広告の出稿を、当社が受託した場合も同様とする。

3 本基準に従い、広告の掲載の可否判断を当法人が行なった場合でも、掲載を申し込みする広告主は、掲載を申し込んだ広告（広告の内容、商品、サービスや記載事項を含むものとする。）に関する責任を負うものとする。なお、掲載を申し込んだ広告主は当該広告の掲載の結果、当法人が損害を受けた場合は、その損害を賠償する責を負わなければならないものとする。

## 第3条 広告記載事項に関すること

広告主は、広告の主体者を明確にする目的で、広告内（リンク先に遷移する広告の場合は、リンク先の広告内）に、以下の記載をしなければならない。また、広告主が出稿できる広告は、日本国内でサービスを提供するものでなければならない。

① 広告主の名称（会社名又は氏名）

② 住所及び電話番号

2 広告において訴求する内容、商品又はサービス等の情報の記載が不明瞭であると判断できる場合は、掲載をお断りする場合がある。

3 年齢による制限やその他の制限がかかる、例えば以下のような広告を制限される年齢等の対象者に告知することは出来ない。

① たばこ

② アルコール飲料

③ インターネット異性紹介事業、結婚紹介業

④ 金融商品取扱業、商品先物取引業、貸金業

⑤ ギャンブル、パチンコ

⑥ 年齢制限のあるゲームコンテンツや映画など

⑦ その他、当法人が年齢による制限が必要と判断したもの

4 当法人会員又は広告を目にする者の迷惑となるものや意図しない動作をするような広告を掲載することは出来ない。

5 広告内容とリンク先に遷移する広告内容が異なるなど、リンク先の広告内容が関連する内容でない場合は、広告を掲載することは出来ない。広告主以外の第三者によるポップアップ広告や、広告主以外の別画面が表示される等の場合も含まれる。

#### 第4条 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）について

##### 1. 不当表示の禁止

広告に記載される商品やサービスが、実際よりも優良であると誤認させたり、他のものよりも優良であると誤認させたりする優良誤認表示や、実際よりも安価であると誤認させたり、他のものよりも安価であると誤認させたりする有利誤認表示などの不当表示となる広告の掲載を禁じる。

##### 2. 虚偽表示の禁止

事実と異なることを記載した広告または事実と異なることが疑われる表現を含む広告の出稿を禁じる。

##### 3. 比較広告の掲載について

比較広告を掲載する場合は、比較される数値や事実が実証される事項に基づいていることや比較の手法が公正でなければならない。なお、第三者との比較広告や、第三者の業務妨害となるおそれがあるものについては掲載できない。

##### 4. 最上級表現の記載について

最上級表現（「No.1」、「日本初」、「唯一」、「他にはない」、「最大」など）は、第三者による根拠の併記を要する。この場合、以下に記載する根拠となる結果をご提出いただく場合がある。

- 官公庁、公的機関の統計資料
- 広告主と資本関係のない新聞、雑誌等の大手出版社の出版物による調査結果
- 広告主と資本関係のないリサーチ会社等による調査結果
- 「自社調べ」の場合は、合理的な調査結果

##### 5. 数値、数字表現の記載について

パーセント数値や具体的な数字を挙げた表現の記載の場合、事実確認のため、根拠となる資料をご提出いただく場合がある。また、ご提出いただけない場合や事実でないことが判明した場合は、掲載前後によらず、掲載をお断りする。

##### 6. 公正競争規約の遵守

広告主は、各業界で定める公正競争規約の遵守が求められる内容の広告は、当該公正競争規約の表示を遵守しなければならない。

##### 7. 消費税の表示

広告主は、『消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法及びガイドライン』を遵守し、税込価格と誤認される税抜価格を表示した広告の掲載をしてはならない。

## 第5条 その他の法令遵守について

1. 広告主は、広告内容について、各種法令、厚生労働省が定める「医療広告ガイドライン」のほか、各種業界で定める広告に関するガイドラインを遵守しなければならない。
2. 広告主が、化粧品、医薬品、医薬部外品、健康食品、健康雑貨等の広告の掲載を委託する場合、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規制される表現内容でなければならない。
3. 広告主が、インターネット事業者の場合、「特定商取引法」に基づく表記をしなければならない。
4. 広告主が、機能性表示食品、特定保健用食品(トクホ)の広告の掲載を委託する場合、消費者庁ホームページの「機能性表示食品一覧」または「特定保健用食品一覧」に掲載される食品でなければならない。広告内に、消費者庁に届け出た内容と同一の注意事項、届出番号、効能効果を記載しなければならない。
5. 前各項のほか、広告主が遵守すべき各種法令及びガイドラインで規制される表現内容でなければならない。

## 第6条 掲載できない広告について

1. 法令に違反し、又は、違反するおそれのあるもの
2. 各業界団体等が定める公正競争規約や自主規制などに違反する、又は、違反するおそれのあるもの
3. 公序良俗に反するものや権利侵害等の以下に記載する事項に該当する内容の広告
  - (1) 法律(著作権や商標権等の知的財産権の侵害を含む)、各関係法規、条例、通達、業界 特有の規制等に違反する広告またはそのおそれのあるもの
  - (2) 他人の肖像や氏名、談話、著作物などを無断で使用しているもの
  - (3) オリンピック、国際博覧会、ワールドカップなどで使用されるマーク、標語、呼称等を正当な許可なく無断で使用しているもの
  - (4) 広告の責任の所在や実態、内容が不明瞭なもの
  - (5) 広告目的が不明確で、閲覧したときにサービス内容が理解しづらい広告
  - (6) 虚偽、誇大な表現により誤認を与えるものまたはそのおそれのある広告
  - (7) 公正かつ客観的な根拠なく、最大級や No1 等絶対的表現を使用した広告
  - (8) インターネットまたはオンラインショッピング等の安全性に不安要素があるもの
  - (9) 詐欺的なものやいわゆる悪質商法とみなされるもの
  - (10) 犯罪や暴力、売春、麻薬、反社会的勢力などを肯定、示唆、助長、美化し、社会的秩序をみだすもの
  - (11) 青少年の健全な育成を妨げるもの
  - (12) 過度に射幸心、投機心を煽るものや、享乐的な面を強調しているもの
  - (13) 誹謗中傷や名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害などにより基本的人権を損なうもの
  - (14) 偏見を起こさせるもの、当事者の心情を損なうもの
  - (15) コンプレックス部分を助長または刺激するものや、露骨に表現したようなもの
  - (16) 性に関する表現が露骨でわいせつなもの、品位を損なうもの、不快感や羞恥嫌悪の情を起こさせるもの、過度な肌の露出のあるもの(この場合、一般的な下着の販売におけるモデル写真は除く)
  - (17) 醜悪、残虐、猟奇的、病気や死などに関する表現が、不快感や恐怖心を起こさせるもの

- (18) 広告物が閲覧時に振動したり、点滅や不快な音声を発したりなど、利用者に不快感を与えるようなもの
- (19) 非科学的な根拠により、人心を惑わせるものや、恐怖心、不安感を起こさせるもの
- (20) 特定の政治活動とみなされるもの
- (21) 思想、信条などにおいて、中立的立場を欠くもの
- (22) 広告主が事件を引き起こしたり、社会的に糾弾されたりなど、利用者に不利益が及ぶもの
- (23) 広告の内容が係争中のもの
- (24) 日本語以外の言語のみの広告

#### 4. 以下のような商品、サービスに関するもの

- (1) 未承認医薬品、海外の医療機器、脱法ドラッグ、合法ハーブ等に類するもの
- (2) 金融庁に仮想通貨交換業の登録をしていない仮想通貨交換に類するもの
- (3) 模倣品、偽造品
- (4) マルウェア等の不正かつ有害に動作させる目的で作成された悪意のあるソフトウェアに該当するもの
- (5) 賭博罪に該当するもの及びそのおそれのあるもの
- (6) 性的な商品及びアダルト、アダルト用品、アダルト要素の見受けられる商品またはサービス(この場合、一般的な下着の販売におけるモデル写真は除く)
- (7) 閲覧する者が不快感を覚えるもの
- (8) ビジネスモデルが不明瞭なものや広告配信のみで利益を得ているもの(空メール登録を主としたコンテンツ等)
- (9) 主に武器として使用されるもの
- (10) 無限連鎖講(ねずみ講)、連鎖販売取引(マルチ商法)に類するもの
- (11) 盗撮や盗聴などの違法行為を助長するような物品

#### 5. その他、当法人が会員向けサービスとして不適切と判断したもの

### 第7条 広告掲載時の免責事項について

1. 当法人は、広告主から受託した広告の効果、行動ターゲティング広告等の精度についてなんら保証しない。
2. 停電・通信回線の事故、天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラストラクチャーその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など、当法人の責に帰すべき事由以外の原因により、当社が負う広告掲載の義務の全部又は一部を履行できなかった場合、当法人はその責を問われないものとする。
3. 予期せぬ大災害や不可抗力が発生した時には、利用者への配慮から、広告主に事前に通知することなく、当法人の裁量で、以降の広告の掲載を中止、停止、または広告内容の一部変更等、被災者の方に配慮した対応をする場合がある。この場合、広告主は、当法人に対し損害賠償請求その他一切の請求をすることができない。
4. 広告主から受託した広告に関する利用者又はその他の第三者からのクレームが多発した場合、掲載した広告のリンク先が存在しない(デッドリンク)場合や広告主の広告制作物の不具合を原因として、リンク先に遷移しない、広告が表示されないなど、広告の掲載を継続しがたい合理的な理由がある場合は、

当法人の裁量により、何ら制限を受けることなく当該広告の掲載を中止又は停止することができるものとする。なお、この場合、広告主自らの責任において当該クレーム等の対処をしなければならず、広告主は、当法人に対し損害賠償請求その他一切の請求をすることができない。

#### 第8条 広告掲載料について

1. 広告主から徴収する広告掲載料については、広告を募集する事業、広告を掲載するメディア、広告のサイズ、広告を掲載する期間に応じて当法人理事会において決定し、広告主に請求を行う。
2. 当法人理事会において広告掲載料を徴収後、当法人に起因する事項により事業が中止となり、広告掲載が困難となった場合、広告掲載料を広告主に返還する。

以上